

犯罪被害者等に対する多機関ワンストップサービスの 実施にあたってのお願い

山梨県では、犯罪被害者等が複数の支援制度を利用する際の負担を軽減し、支援に携わる機関が連携して必要な支援をワンストップで提供する「**多機関ワンストップサービス**」を令和8年4月1日より開始しました。

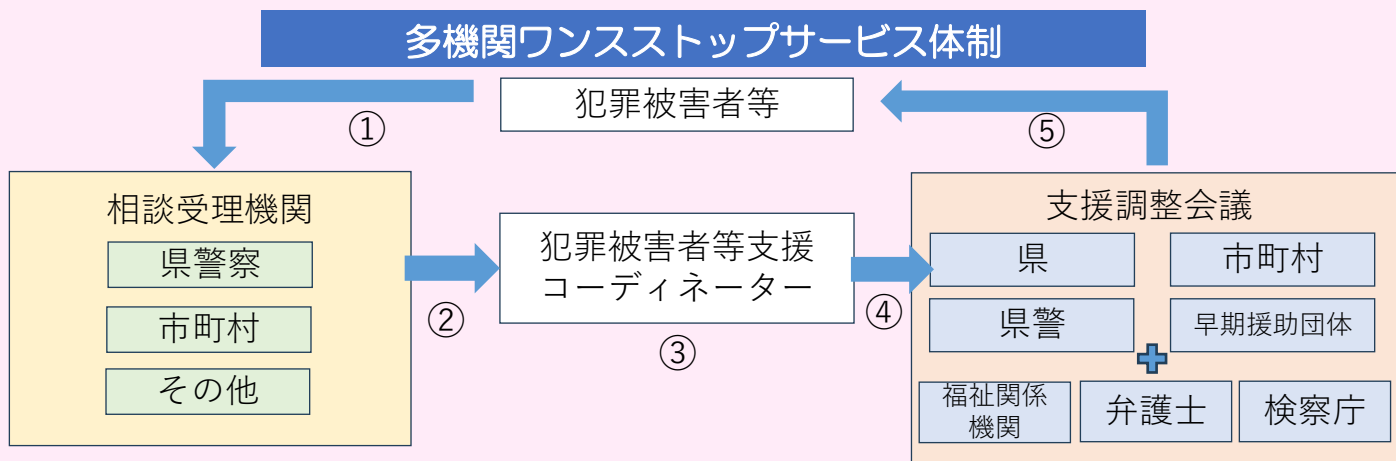
それに伴い、犯罪被害者等の抱えるニーズや課題を把握したうえで支援全体の調整を行うとともに、市町村等からの犯罪被害者等支援の相談に対応する「**犯罪被害者等支援コーディネーター**」を（公社）被害者支援センターやまなしに配置しました。

関係機関におかれましては、以下の取組等に御協力をお願いいたします。

- ① 犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスによる支援を希望する場合のコーディネーターへの情報提供
- ② 支援計画の決定などを行う支援調整会議への出席
- ③ 犯罪被害者等への円滑な支援の提供

1 多機関ワンストップサービスの概要

- ① 相談の受理
県警察、市町村等の関係機関は、犯罪被害者等から被害内容等を聴取します。
- ② 情報集約
相談受理機関は、複数の機関・団体等による複数の制度・サービスを提供する必要がある場合、に被害者等の同意を得たうえで、県から委託を受けた被害者支援センターやまなしに配置された支援コーディネーターに連絡します。
- ③ コーディネーターによる調整・支援
支援コーディネーターが犯罪被害者等のニーズの把握や支援計画の立案、関係機関との調整等を行います。
- ④ 支援調整会議の開催
支援計画に係る関係機関等が参加する「支援調整会議」を県が招集して開催し、支援計画を決定するとともに、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう調整します。
- ⑤ 支援の提供
関係機関等が支援計画に基づき、支援を提供します。



2 対象事件（未遂を含む）

- 殺人、強盗致死傷、逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、略取及び誘拐、人身売買、傷害致死、傷害のうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったものなど、性犯罪
- 交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷罪に当たる事件
- その他コーディネーター及び三者（県、県警察、センター）が必要と認めた事案

3 支援対象者

- 県内及び県外で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県内に居住する者及びその家族又は遺族
 - 県内で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県外に居住する者及びその家族又は遺族
 - 相談受付機関等に相談を行った者のうち、多機関ワンストップサービスによる支援を希望する者
- ※暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合や支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は支援対象としない。

4 関係機関にお願いする内容

- 犯罪被害者等が、多機関ワンストップサービスによる支援を希望する場合は、コーディネーターにご連絡ください。
その際は、個人情報を提供することの同意書を徴し、コーディネーターへの送付をお願いします。
- 支援調整会議への参加など、支援計画に係る協議・調整に御協力ください。
 - ・コーディネーターが支援計画を作成する際に、各構成機関に支援の内容を照会する場合がありますので御対応をお願いします。
 - ・支援調整会議への出席が必要な場合には、山梨県県民生活支援課から出席要請及び日程調整を行いますので、御出席をお願いします。
- 犯罪被害者等への支援を円滑に提供してください。
 - ・支援調整会議での協議を踏まえ、適切なご対応をお願いします。
 - ・支援提供の際、プライバシーの確保や二次被害の防止などに配慮してください。

5 個人情報の取り扱いについて

- 犯罪被害者等の個人情報は「要配慮個人情報」に該当します。
- 個人情報の取扱いについては、実施要綱で定めていますので、ご確認ください。
- 多機関ワンストップサービスにおいて、犯罪被害者等に関する個人情報に係る文書を共有する場合は、手渡しを原則とします。
- 各機関・団体内での取扱いにつきましても御留意ください。

連絡先・問い合わせ先

【制度に関する問い合わせ】

山梨県総合県民支援局県民生活支援課 人権・生活安全担当

電話 055-223-1352

【コーディネーターへの情報提供】

（公社）被害者支援センターやまなし

電話 055-228-8639

対応時間 9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）